

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による遺族補償給付の支給に関する処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に採用され、アニメーション（以下「アニメ」という。）制作業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日末日をもって会社を退職した。

被災者は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「抑うつ状態」と診断され、療養していたところ、同年〇月〇日、自宅において縊死した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであると認め、給付基礎日額を〇円として、これを支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、これを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、遺族補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働者災害補償保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきである。

(2) 請求人らは、給付基礎日額の算定に当たり、監督署長は被災者の時間外労働に対する賃金を十分把握しておらず、結果として、給付基礎日額を算定すべき賃金の総額が不足している旨主張しているので、以下検討する。

(3) 被災者の雇用形態及び賃金形態についてみると、以下のとおりである。

ア 被災者は、平成〇年〇月〇日契約社員として、アニメの企画及び制作を行う会社に雇用され、制作進行業務や制作デスク業務を担当していた。就業規則第8条によると、契約期間は1年以内とし、雇用契約において定めるものとするが、契約期間を更新する場合があるとされている。被災者の雇用契約書をみると、4回の契約更新がなされ、最新の雇用契約書では、契約期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとなっている。

イ 会社では、労働者の過半数を代表する者との間に、専門業務型裁量労働制に関する協定書を締結し、監督署長に届け出ているが平成〇年〇月〇日、対象となる者は、単に「アニメ制作の業務に従事する者」とされており、被災

者もその適用を受けていた。

なお、同協定書では、協定で定める労働時間を1日10時間とし、更に時間外労働及び休日労働に関する協定届が監督署長に届けられていた。

ウ 賃金については、就業規則第36条では、基本給と手当（職種手当及び通勤手当）及び一時金とされ、同第41条では、職種手当は、契約社員の従事する職務内容及び個人業績を勘案して各人ごとに決定されるが、同手当には、就業規則第42条（時間外・休日出勤手当）及び同規則第43条（深夜勤務手当）で計算する割増賃金に相当する金額を含むものとすると規定されている。

被災者の最新の雇用契約書では、賃金は時間外・休日・深夜等を含む年俸制とされ、期間中総額○円、月額○円となっている。さらに、通勤手当及び一時金が支払われる旨の記載がある。

なお、被災者の平成○年の賃金台帳をみると、基本給が○円、職種手当が○円となっている。

（4）被災者の時間外労働手当、休日労働手当、深夜労働手当（以下「時間外労働手当等」という。）についてみると、以下のとおりである。

ア 監督署長は、就業規則において、職種手当には、時間外労働手当等で計算する割増賃金に相当する金額を含むものとされていることから、職種手当を時間外労働手当等の定額支給分と認定し、基本給だけを割増賃金算定の基礎となる賃金（以下「基礎賃金」という。）として時間外労働手当等を計算した上、その額から○円を差し引いた差額を、未払となっている被災者に支払われるべき時間外労働手当等としている。

イ ところで、時間外労働手当等の定額支給制度が適法なものとして認められるためには、支払額が法定の計算による時間外労働手当等の額を下回らないことが必要不可欠であり、これを担保するために、基本給や手当に含まれる時間外労働手当等の額を明確にした上で、それが何時間分の時間外労働手当等に当たるのかを就業規則等に明示し、さらに、実際の時間外労働時間・休日労働時間・深夜労働時間が賃金や手當に含まれる時間を超える場合には、その差額を支払うことを就業規則等に明らかにすることが必要であると考える。

ウ この点、会社の就業規則では、職種手當に時間外労働手当等に相当する金

額を含むものとされているものの、その額は明確でなく、しかも、それが何時間分の時間外労働手当等に当たるのかも明記されていない。したがって、当審査会としては、会社の就業規則の規定から、職種手当の全額が直ちに定額支給制度の採用による時間外労働手当等であるとみることはできないと判断する。

エ 一方、会社では専門業務型裁量労働制が採用され、1日の労働時間については10時間労働したものとみなされることから、常に1日当たり10時間分の賃金が支払われる必要があることからすると、少なくとも職種手当には1日2時間という労働基準法所定の時間外労働手当に相当する額は含まれているとみるのが相当である。

オ また、基礎賃金には、家族手当、通勤手当等の除外することが認められた手当以外は全て算入しなければならず（労働基準法第37条第5項、同法施行規則第21条）、これらの除外できる手当は制限的に列挙されているところ、職種手当のうち定額支給分の時間外労働手当に相当する額を除いた部分（以下「純然たる職種手当」という。）は、就業規則に記載された同手当の目的からみて、これらの除外できる手當に該当するものとは認められないから、当審査会としては、純然たる職種手当を基礎賃金に算入すべきであると判断する。

カ そうすると、基本給だけを基礎賃金として時間外労働手当等を計算した上、その額から○円を差し引いて、未払となっている時間外労働手当等の額を算出した監督署長の認定は誤っていると判断する。

(5) 以上のことから、被災者の給付基礎日額の算定期間中、時間外労働手当等を再計算すると被災者に支払われるべき賃金総額は、監督署長が認定した額を上回ることとなるから、給付基礎日額は、監督署長において算定した○円を超えることは明らかである。

(6) なお、請求人らが主張する被災者の精神障害発病時期については医学的な根拠が認められず、その主張は採用できない。

また、請求人らは、被災者が専門業務型裁量労働制の適用を受ける労働者ではなく、実際に従事した時間外労働時間数に応じて時間外労働手当を算定すべきである旨主張しているが、一件記録をみても、被災者に対し同制度の適用を否定する資料を確認することができないことから、請求人らの主張を採用する

ことはできない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対しても給付基礎日額を〇円として算定した額による遺族補償給付の支給に関する処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。